

# 一般寄附のご案内

公益財団法人堺市文化振興財団は、堺市における文化活動の振興及び地域文化の創造をはかり、市民文化生活の向上と地域の発展に寄与することを目的として設立された団体です。当財団の設立目的や事業趣旨全般にご賛同いただき、広く当財団をご支援いただくための寄附を募集しています。

何卒、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

【寄附金】法人 1口 50,000円から、 団体 1口 25,000円から、 個人 1口 3,000円から  
\*何口でもお申込みいただけます。

【申込み方法】申込書に必要事項を記入し、FAXもしくはメールでお送りください。

## 【寄附金納入方法】

現金又は振込いずれかの方法を選択してお支払ください。

<現金> 直接、当財団職員が受付いたしますのでご連絡ください。

<振込> 下記銀行口座にお振込をお願いいたします。

その際の振込手数料につきましては、ご負担をお願いします。

振込先：大阪信用金庫 三国ヶ丘支店（061） 普通 0361652  
ザイ)サカイシブンカシンコウザイダン

## 【税制上の優遇措置】

寄附金の額は、次のとおり、税制上の優遇措置を受けることができます。

### ①個人の寄附の場合

所得税控除

{所得額－（寄附額－2,000円）}×所得税率＝税額

（注1）寄附額については、総所得金額等の40%相当額が限度

（注2）所得税率は、所得金額等によって異なる。

### ②法人の寄附の場合

法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金の額に算入されます。このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

このほか、住民税の控除等の制度もあります。詳しくは、最寄の税務署、税理士の方へご相談下さい。

[お問合わせ]

公益財団法人堺市文化振興財団 総務課 TEL：072-228-0114 FAX：072-228-0115

# 一般寄附金 申込書

申 込 日	年 月 日		
種 別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人		
申込口数・金額	(                      口)                      円		
支払方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込 (お振込み予定日                      年                      月                      日)		
■ 法人・団体様			
法人名・団体名			
所 在 地	〒                      -		
代表者役職名			
代表者お名前			
担当部署名		担当者お名前	
連絡先 TEL	FAX		
e-mail			
■ 個人様			
お名前			
ご住所	〒                      -		
TEL	FAX		
e-mail			
寄附者様のお名前等を当財団ホームページ等で掲載することについて			<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
送信先 F A X 0 7 2 - 2 2 8 - 0 1 1 5 送信先 M A I L soumu@sakai-bunshin.com			
公益財団法人堺市文化振興財団 総務課 行			

寄附申し込みの際に取得した個人情報は、公益財団法人堺市文化振興財団個人情報保護規程に基づき、適正に管理し、寄附に関する事務以外の目的への利用は行いません。